

事前審査・許可申請時に必要な書類等について（旅館業）

正本及び副本を提出ください。 手数料：22,000円（※許可申請の時のみ）

(☆)：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

●：該当する場合のみ提出してください。

番号	項目	必要書類	備考	事前 審査	許可 申請
1-1	審査願	事前審査願（☆）	※1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
1-2	申請書	営業許可申請書（☆）	※1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	構造設備	構造設備等の概要（☆）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	図面	旅館の敷地から200m以内の地域の見取図（縮尺及び方位を明示）	※2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4		施設配置図（縮尺を明示）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5		各階平面図（縮尺、各室の用途及び客室名を明示） …【記載例1】	※3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6		立面図（縮尺を明示）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7		求積図及び計算式 …【記載例2】	※4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8		●階層式の寝台を有する場合は、その断面図及び平面図		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	設備等	暖房、冷房又は換気の装置を有する場合は、その構造及び仕様の概要書並びにその設置箇所を明示した図面 …【記載例3】	※5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10		照明設備の設置箇所を明示した図面 …【記載例4】		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11		給排水の経路図及び給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合は、その給排水経路の縦断面経路図又は系統図 …【記載例5】	※6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12		●共同入浴設備を有する場合 (1) 脱衣場及び浴室等の詳細が分かる平面図 (2) 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面 (3) ボイラー、ろ過器、消毒設備、貯湯槽、気泡発生装置及び ジェット噴射装置等微小水粒を発生させる設備を有する場合 はその構造及び仕様が分かるもの (4) 入浴者の守るべき事項を記載したもの (5) 入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	玄関帳場	●施設内に玄関帳場を設け、従業員等が常駐する場合 玄関帳場の構造が分かる図面 ●玄関帳場に代替する設備を設ける場合 …【記載例6】 玄関帳場に代替する設備の機能等に係る書類 (1) 緊急時の対応方法に関する書類 (2) 宿泊者の本人確認方法に関する書類 (3) 鍵の受け渡し方法に関する書類 (4) 宿泊者等の出入り状況の確認方法に関する書類 (5) その他（委託契約書、旅館業施設の運営に関する誓約書等）	※7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14		●玄関帳場に代替する設備を設ける場合は、営業開始後に、近隣住民から苦情等があった際に、誠実に対応する旨を記載した誓約書（☆）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

15	掲示物等	●施設内に玄関帳場を設けない場合は、施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札 …【記載例7】	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16		●民泊の場合は、宿泊者に対して行う事前説明の内容及び方法が確認できる書類 …【記載例8】	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	営業の権原について	●民泊の場合は、申請者が申請施設において旅館業を営む権原を有していることが確認できる書類 □(1) 申請者が所有権を有する場合 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可） □(2) 申請者が所有権を有さない場合 ア 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（最新のもの、写しでも可） イ 申請者が当該施設を使用することが可能であることを証明する書類（賃貸借契約書の写し等） ウ 申請者が当該施設を使用して、旅館業の許可を受けての行為を行うことを所有権者が承諾していることが確認できる書類（承諾書等） □(3) 旅館業等を営もうとする施設に係る建物全体が区分所有されている場合（分譲マンション等） ア (1)及び(2)の書類 イ 当該建物において旅館業の許可を受けての行為を行うことが禁止されていないことが確認できる書類（建物全体の管理規約等）	※8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	申請者	●申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19		旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	他法令関係	●新築建物の場合は、建築基準法に規定する検査済証の写し、用途変更手続きを伴う場合は、工事完了届を提出したことが確認できる書類	※9	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21		消防法令適合通知書の写し	※9	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	計画公開	標識及び計画公開結果報告書（☆）	※10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※1 施設の所在地は原則、住居表示で記入してください。

※2 申請施設の敷地から 110m、200mの範囲を示す線を記載するとともに、旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載してください。

※3 平面図には寝台の配置が分かるように記載してください。（記載例1参照）

※4 必要となる求積図及び計算式は次の5種類があります。客室床面積では面積の算出方法が異なりますので注意してください。

	必要となる求積図及び計算式	算出方法
1	敷地面積、建築面積、延べ床面積、営業面積	壁芯（壁や柱の中心線を基準とする長さ）で計算
2	客室床面積	内法（壁や柱の内側から測った長さ）で計算（記載例2参照）

※5 仕様の概要書は性能が分かるものとしてください。（記載例3参照）

※6 給水と排水の区別ができるよう色付け等をしてください。（記載例5参照）

※7 チェックイン機、防犯カメラ等の玄関帳場代替設備を使用する場合には、チェックインの流れ等に関する説明資料を提出してください。(記載例6参照)

また、チェックイン業務、緊急対応に係る業務等を管理業者へ委託する場合には、委託契約書及び「旅館業施設の運営に関する誓約書(見本参照)」を提出してください。

※8 「民泊」とは、住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊させる施設をいいます。(住宅宿泊事業法でいう、いわゆる「民泊」とは異なります。)

※9 20及び21の書類を許可申請時に提出できない場合は、後日提出する旨等を記載した誓約書(見本参照)を提出してください。***許可申請の時のみ**

※10 標識は、新築の場合は「様式1」、新築でない又は外観に変更がない場合は「様式2」を使用してください。標識の設置期間は、事前審査願を提出する日の20日以上前から、審査済書の交付を受けるまでの間です。

(☆)の印がある書類は所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードして使用してください。それ以外の書類については、ホームページに掲載している見本を参照して作成してください。

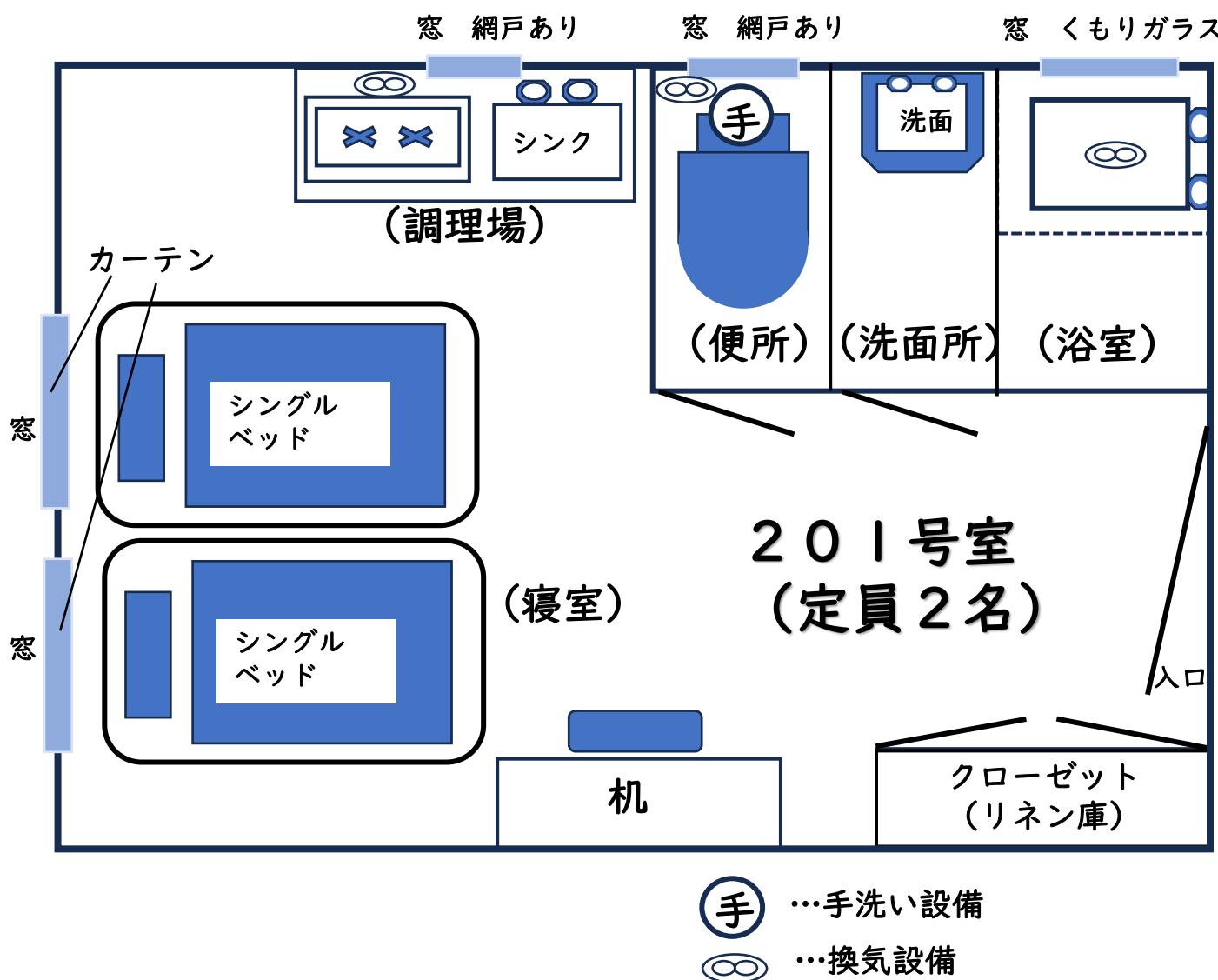
広島市ホームページ：旅館業の手続きや管理>申請届出等様式一覧

【平面図（記載例）】

平面図には、定員、寝具の設置状況（シングルベッド・ダブルベッド等）、便所（手洗い設備）※¹、洗面所、浴室、リネン庫、調理場、窓の位置（カーテン等の有無）※²を図示してください。

※¹ 便所には流水式手洗い設備が必要です。便所内又は便所を出て直ぐの場所に手洗い設備を設けてください（ロータンク式も可）。

※² 調理場及び便所の窓には防じん及びねずみ・昆虫等の防除の設備（網戸）を設置してください。



【求積図及び計算式】

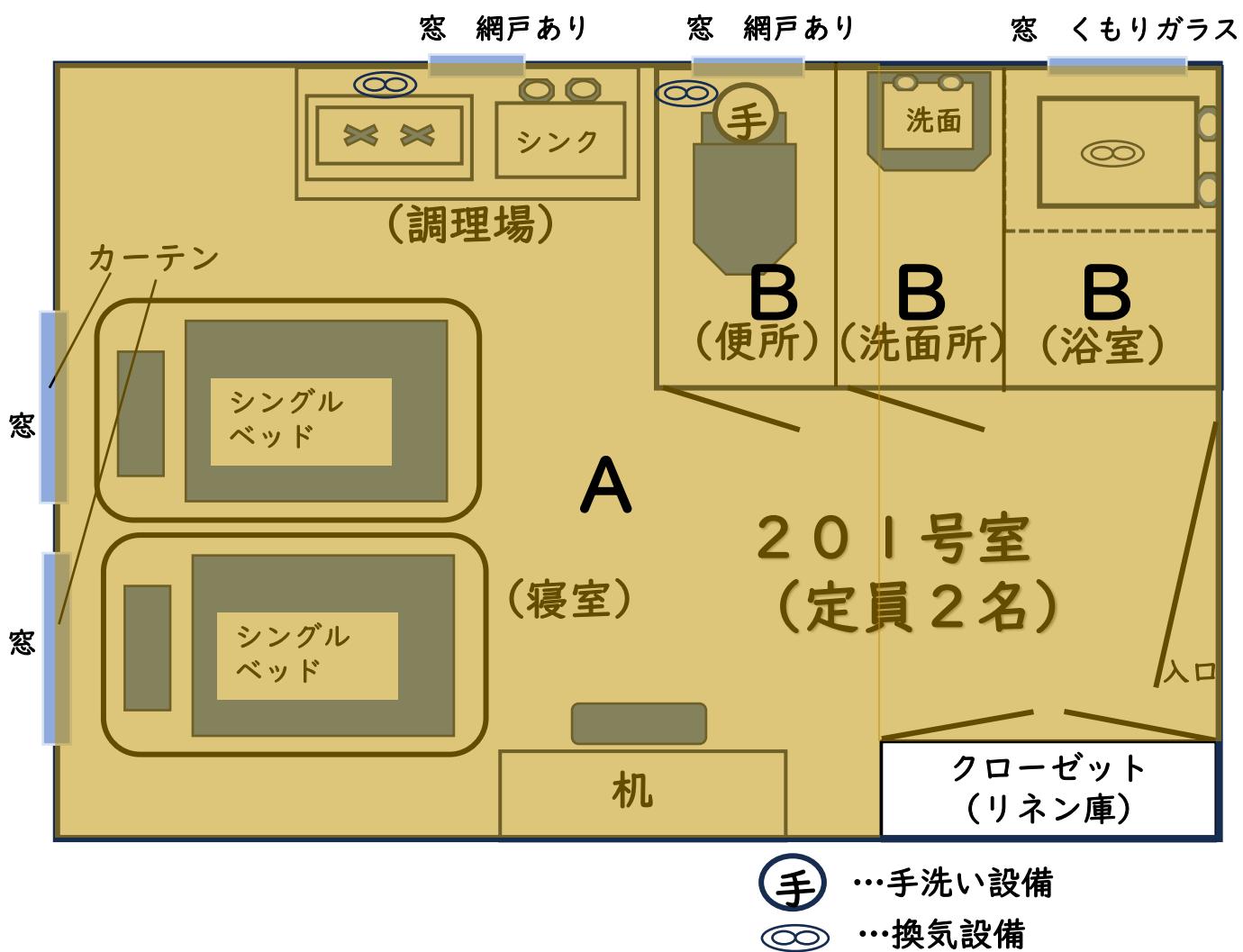
●客室床面積の算出方法

- ・客室床面積は、客室内を壁、柱等の内側で測定する方法（いわゆる内法）によって測定します。
- ・算出しない部分
床の間、押入れ（クローゼット※）、納戸、ロフト（小屋裏物置）等

※ ウォークインクローゼットや吊戸棚のように、客が立ち上った状態で容易に行動できる場合は面積に含めてください。

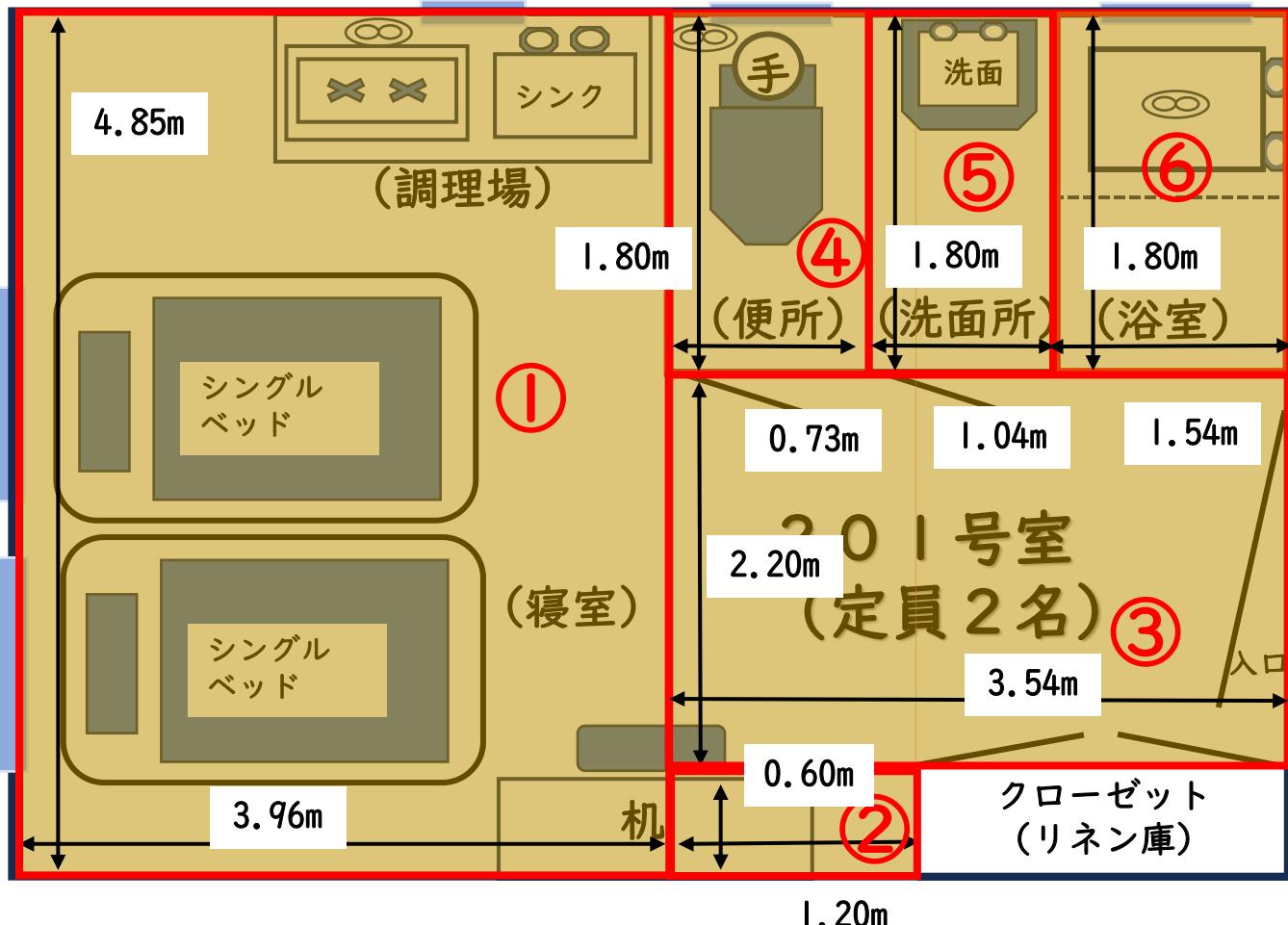
●客室床面積算出の例

クローゼットを除いた網掛けの部分A（寝室）+B（便所、洗面所、浴室）が客室床面積に算出されます。



【求積図及び計算式】

(客室床面積) ※内法面積



(計算式)

- ① $4.85 \times 3.96 = 19.206$
- ② $0.60 \times 1.20 = 0.720$
- ③ $2.20 \times 3.54 = 7.788$
- ④ $1.80 \times 0.73 = 1.314$
- ⑤ $1.80 \times 1.04 = 1.872$
- ⑥ $1.80 \times 1.54 = 2.772$

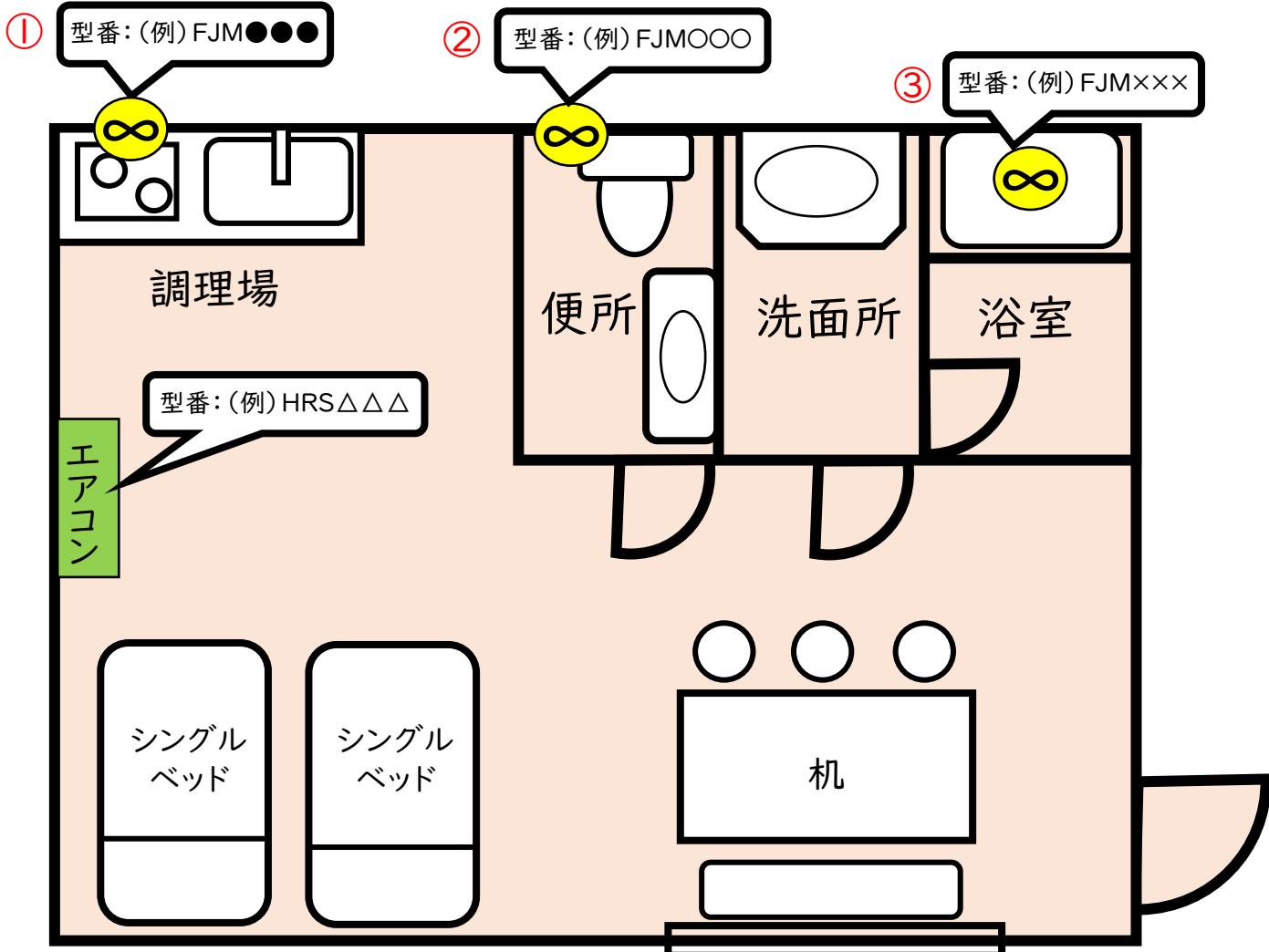
 合計 $33.672\text{m}^2 \rightarrow 33.67\text{m}^2$

(少数第3位を四捨五入)

【暖房、冷房又は換気の装置を有する場合】

- 装置すべての設置箇所及び型番を記入した図面を提出してください。
(図面記載例参照)
- 装置の構造が分かる概要書及び装置の性能が分かる仕様書をそれぞれ提出してください。
(装置が古い等の理由により、型番が不明な場合や仕様書が見つからない場合は装置の写真を添付してください。)

〈図面記載例〉



- ・ 図面には装置の型番を記載してください。または、番号等を振った装置リストを別に作成し、図面にはリストに対応する番号等を記載してください。

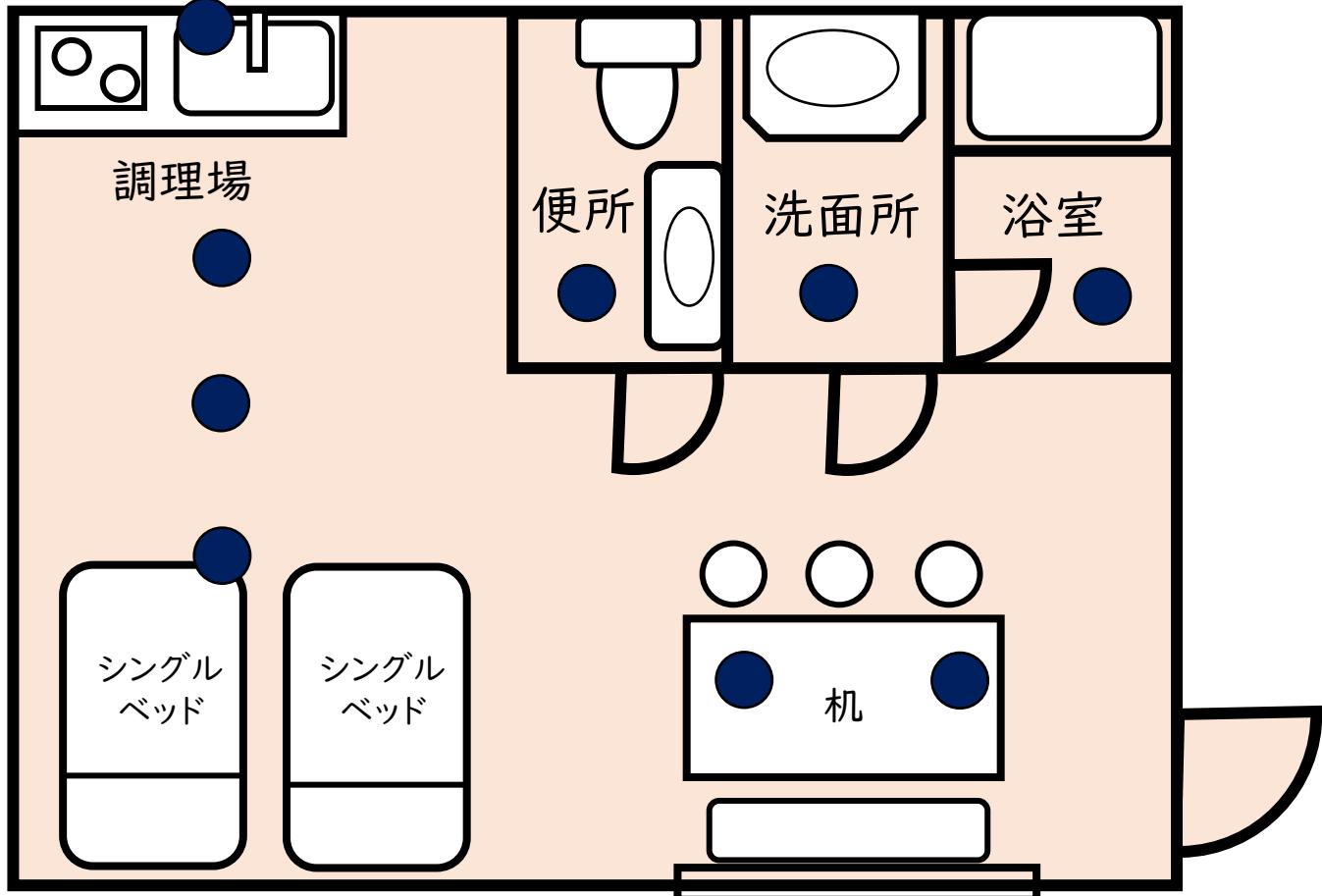
【照明設備の設置箇所を明示した図面】

- 照明設備の設置箇所を明示した図面の提出をお願いします。
- 書き方については、以下の図面記載例を参照してください。

<図面記載例>



照明設備



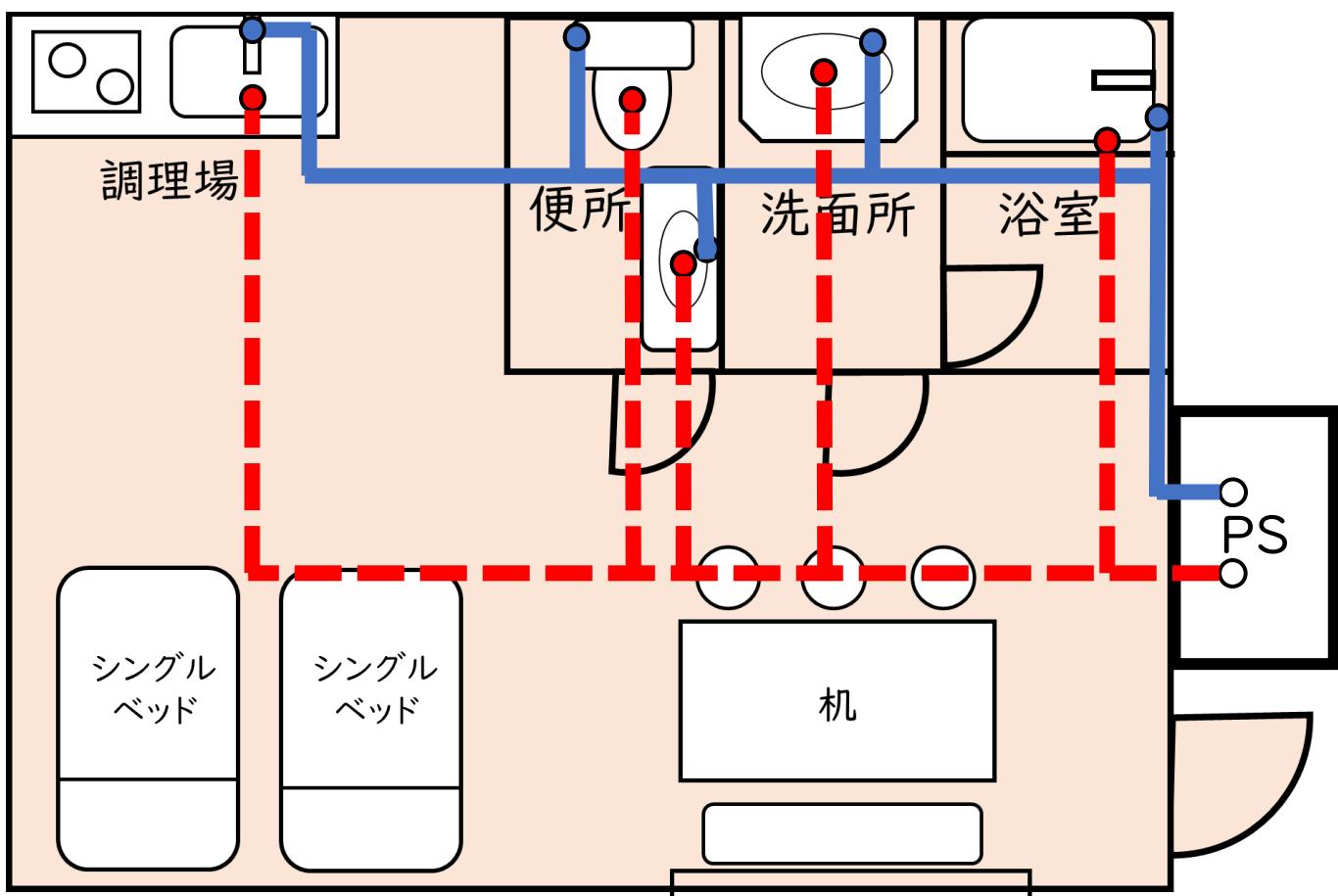
【給排水の経路図】

- 客室の給水・排水経路の状況が分かる給排水経路図を提出してください。
- 書き方については、以下の図面記載例をご参照ください。

〈図面記載例〉

 給水

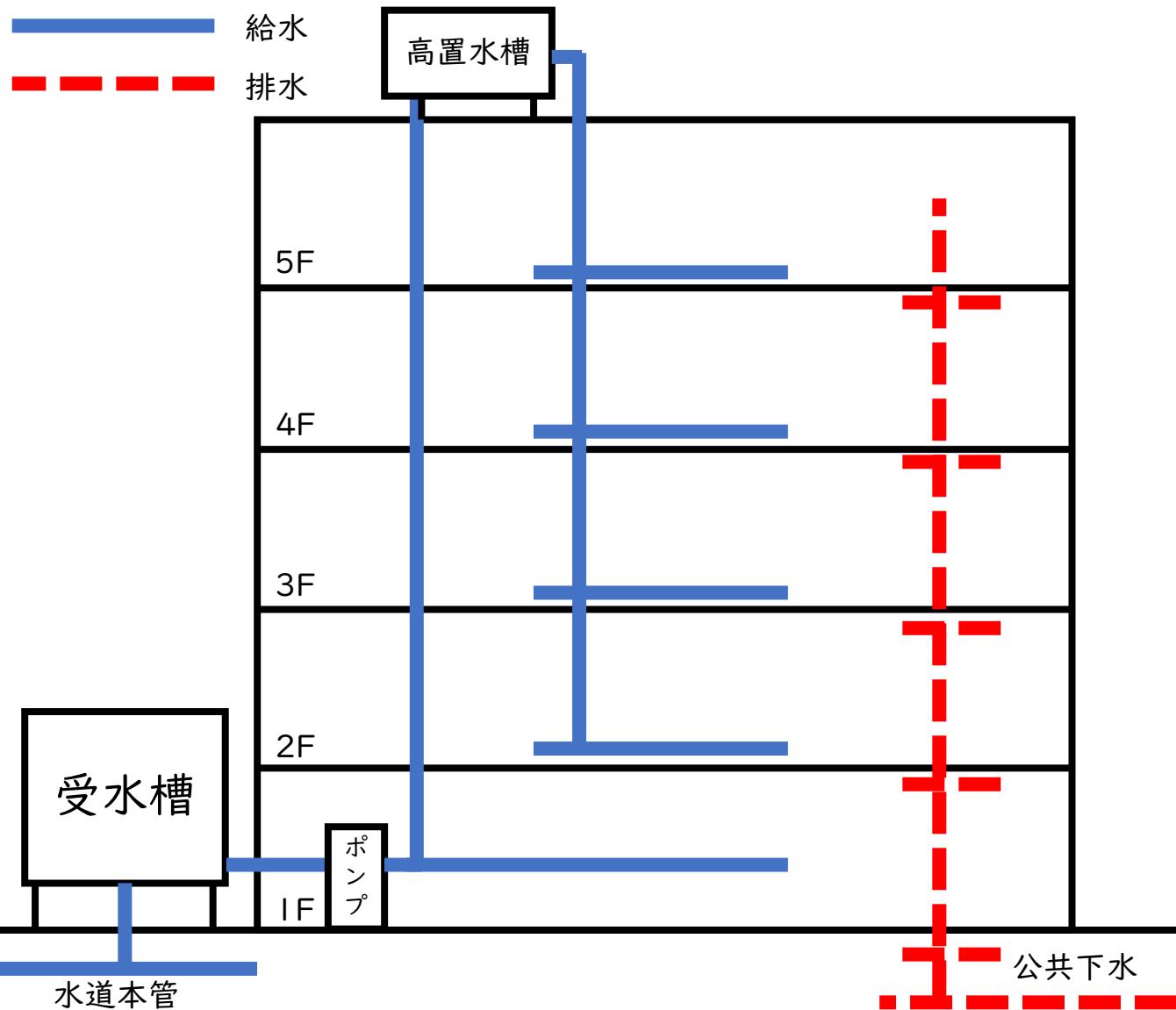
 排水



【給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合】

- 給排水経路の縦断面図又は系統図を提出してください。
- 給排水の方式が分かるように受水槽やポンプの設置位置、水道本管及び公共下水の引き込み位置等を記載してください。

〈系統図記載例〉



【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】 (事前入力・現地ビデオチャットの場合)

(1) チェックインの流れ^{*1}

● 予約時

予約受付時、宿泊者にオンラインでの宿泊者情報の記入を求める。

外国人宿泊者についてはパスポート写真のアップロードを求める。

予約完了後、宿泊者へQRコードを発行する。

● チェックイン時

宿泊者はホテルのロビーに設置されたチェックイン機のカメラに向けて、QRコードをかざす。事前に記入した宿泊者情報を確認し、誤りがなければチェックボックスにチェックを入れ、宿泊者名簿を確定する。(誤りがあれば、チェックイン機の画面上で修正する)^{*2}^{*3}^{*4}。

ビデオチャットにより営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）の従業員が宿泊者名簿、宿泊者の顔及び提示されたパスポート等を確認し、承認操作をする。

チェックイン機の画面に部屋番号と電子錠の鍵番号が表示される。

● 宿泊者名簿のデータ、パスポートの画像等は営業者事務所に3年間保管する。

※1 予約→宿泊者名簿の記載→本人確認→承認→鍵の受け渡しの流れを記載してください。

※2 チェックイン機の操作画面の流れが分かる資料を添付してください。

※3 宿泊者全員の宿泊者名簿を記入してください。

※4 チェックイン当日に、現地のチェックイン機等に事前入力した宿泊者情報を反映する場合には、宿泊者が再度内容を確認でき、チェックボックスへのチェック及び必要に応じて修正できる運用としてください。

(2) 宿泊者等の出入り状況の確認方法

客室入口に設置した監視カメラにより常時鮮明な画像で撮影し、その映像を営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）に常駐する従業員が確認する。

- 平面図に監視カメラの配置を記入してください
- 監視カメラの仕様書を添付してください。

(3) 緊急時の対応方法

客室に設置した電話により、宿泊者の求めに応じて、営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）に常駐している従業員がおおむね4分で駆け付ける。

- 平面図に通話機器の配置を記入してください。

(4) 駆け付け経路図



- 駆け付け手段（車、徒歩等）及び所要時間について記載してください

【玄関帳場に代替する設備の機能に関する説明資料】 (現地記載・画像送信の場合)

(1) チェックインの流れ^{*1}

- 予約時

予約完了後、予約者へ予約番号が送信される。

- チェックイン時

宿泊者はホテルのロビーに設置されたチェックイン機に予約番号を入力する。
^{*2}
チェックイン機の操作画面により宿泊者名簿を記入する。
^{*3}

チェックイン機のカメラで顔写真を撮影し、外国人宿泊者はパスポート写真を撮影し、送信する。

営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）の従業員が宿泊者名簿、宿泊者の顔及び提示されたパスポート等を確認し、承認操作をする。

チェックイン機の画面に部屋番号と電子錠の鍵番号が表示される。

- 宿泊者名簿のデータ、パスポート画像等は営業者事務所に3年間保管する。

※1 予約→宿泊者名簿の記載→本人確認→承認→鍵の受け渡しの流れを記載してください。

※2 チェックイン機の操作画面の流れが分かる資料を添付してください。

※3 宿泊者全員の宿泊者名簿を記入してください。

(2) 宿泊者等の出入り状況の確認方法

客室入口に設置した監視カメラにより常時鮮明な画像で撮影し、その映像を営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）に常駐する従業員が確認する。

- ・ 平面図に監視カメラの配置を記入してください
- ・ 監視カメラの仕様書を添付してください。

(3) 緊急時の対応方法

客室に設置した電話により、宿泊者の求めに応じて、営業者事務所（広島市中区△町〇一〇）に常駐している従業員がおおむね4分で駆け付ける。

- ・ 平面図に通話機器の配置を記入してください。

(4) 駆け付け経路図



- ・ 駆け付け手段（車、徒歩等）及び所要時間について記載してください

【施設入口等へ掲示（又は掲示を予定）する表札】

施設内に玄関帳場を設けない場合、施設内に玄関帳場を設けるが従業員等が常駐しない場合、又は民泊の場合は、施設入口等へ表札を掲示する必要があります。

(表札の記載例)

宿泊施設 である旨	旅館業施設
施設名	広島市保健所ホテル
営業者又は施設 管理者の氏名 及び連絡先	営業者（施設管理者） 株式会社○○○ 代表取締役○○○○ 連絡先：082-○○○-×××
許可番号及び 許可年月日	許可番号：広島市指令旅許第○○号 許可年月日： <div style="background-color: yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">許可取得後に記載</div>

【宿泊者に対して行う事前説明について】

民泊の場合、周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対して事前説明を行う必要があります。
事前説明で宿泊者に伝える内容をまとめ、提出してください。

(記載例)

ハウスルール

● 騒音対策

夜間22時以降は騒がないようにしてください。

(洗濯機の使用も22時迄としてください。)

共用スペースでの大声での会話はお控えください。

施設内での楽器の演奏は禁止です。

● 施設の出入り時の注意事項

宿泊者以外の方の施設への出入りは禁止です。

近隣住民の迷惑となりますので、玄関扉の開閉は静かに行ってください。

● 廃棄物の取り扱いについて

ごみは客室に設置してある指定のゴミ箱に捨て、施設の共用部には捨てないでください。

● その他近隣住民への迷惑防止のために必要な事項

駐車場は宿泊者専用区画（No.○～○）を使用してください。

住民用の駐車場及び駐輪場は使用しないでください。